委託聴講に関する申合せ

第 1 条第 2 項関係・・・取得可能単位数

・　「他大学の大学院において取得できる単位の数は、15 単位を限度とする。」は、課程修了に必要な単位数とし、「入学から課程修了まで」の期間における単位認定は、加盟各大学院における学則その他の規定により行う。

第 2 条第 1 項関係・・・所定の用紙（様式 1）

第 3 条第 2 項関係・・・聴講料

聴講料は、通年開講・1 科目（30 回）当り 2,000 円、半期開講・1 科目（15 回）当り 1,000 円を標準とする。

＜授業方法＝講義・演習・実習により単位計算方法・授業時間数（回数）が異なる…学則等、各大学の規定と関係＞

例　通年・講義　4 単位　⇒2,000 円　半期・講義　2 単位　⇒1,000 円　半期・講義　1 単位　⇒　500 円

第 4 条第 1 項関係・・・委託聴講生の出願期限

・　委託聴講生の出願は、原則として学年始めの加盟各大学が定める出願期限までとする。
ただし、加盟大学において、学年始めに加えて、後学期の出願を認めることができるものとする。
（　細則どおり、年度始めの加盟大学の定める出願のみとすることも可　）

第 3 条第 1 項、第 4 条第 2 項関係・・・便宜と手数料

・　委託聴講生の受入大学院は、聴講学生の受入及び図書館等の利用の便宜上、必要な「学生証（身分証明書）、図書館利用証」の発行、若しくは「施設・設備利用料」については、各大学（院）において定める手数料等を徴収できるものとする。

第 5 条第 1 項関係・・・成績通知書（様式 2）省略

・　委託聴講生成績通知書は、原則として学年末に送付するものとする。　※過年度議事録では 2 月末との記載もただし、学年始めに加え、後学期の出願を認める場合は、学期末に送付するものとする。

※　依頼・受入れ大学間で連絡・確認

附則　この委託聴講に関する申合せは、平成 29 年度からの委託聴講生の受入れから実施するものとする。
附則　この委託聴講に関する申合せは、2023 年度からの委託聴講生の受入れから実施するものとする。